

教 生 第 7 2 6 号

千葉県生涯学習審議会 様

「県立青少年教育施設の再編」について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり諮問します。

平成30年11月20日

千葉県教育委員会



別紙

(諮問事項)

県立青少年教育施設の再編について

(諮問理由)

県教育委員会では、県立青少年教育施設を昭和45年の鶴舞青年の家を皮切りに、平成9年の水郷小見川少年自然の家まで、計9つを設置し、県内青少年の自然体験活動、宿泊体験活動の推進に貢献してきた。

この県立青少年教育施設については、平成15年度末に策定した「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」に基づき、9か所から5か所に機能集約を図るとともに、平成20年度からは、指定管理者制度を導入した。

また、平成25年度には社会教育委員会議会对し「青少年教育施設の今後の在り方」を諮問し、「体験活動の取組を推進する県立青少年教育施設の役割は重要であり、現在の5所体制の維持が必要である」との答申を得た。

このような中、県では、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく要請を受け、平成28年2月には「千葉県公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の総量縮減、適正配置を推進することとした。

さらに、平成28年6月には、県行政改革審議会の「公の施設の見直し方針について」の中で、青少年教育施設については「青少年が自然に親しむことは非常に意味のあること。」としながらも、「5所体制については、各施設の老朽化等の状況を踏まえつつ有効活用策も視野に入れながら現指定管理期間中に今後の方針を決定するべきである。」との答申を得た。

この答申を踏まえ、同年7月には、県行政改革推進本部において「公の施設の見直し方針」が決定され、青少年教育施設については、「児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、現指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定する。」ことが示された。

以上のことから、県立青少年教育施設の再編に関し、行財政改革の視点も踏まえ標記のとおり諮問するものである。